

鴻巣市の環境



令和7年度
(令和6年度実績)

鴻 巣 市

本書の発行目的

本市では、環境の保全及び創造を推進し、自然と人間が共生できる環境にやさしいまち鴻巣市をつくるため、平成12年6月30日に「鴻巣市環境基本条例」を制定し、同年10月1日から施行いたしました。

条例では、環境の保全及び創造について、基本理念を定めるほか、市、市民、事業者及び民間団体の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進することとなっており「鴻巣市環境基本計画」を策定して取組を進めております。

「鴻巣市の環境」は、基本計画で定めた環境の保全及び創造に関する施策について、本市が講じた取組の結果を取りまとめたものです。

本書により、多くの市民、事業者及び民間団体の方々の環境問題に対する理解が深まるとともに、本市における環境の保全及び創造の一助となることを目指しています。

● 鴻巣市環境基本条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、市民、事業者及び民間で組織する団体（以下「民間団体」という。）の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（報告書）

第8条 市長は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する報告書を鴻巣市議会及び鴻巣市環境審議会に提出するとともに、これを公表するものとする。

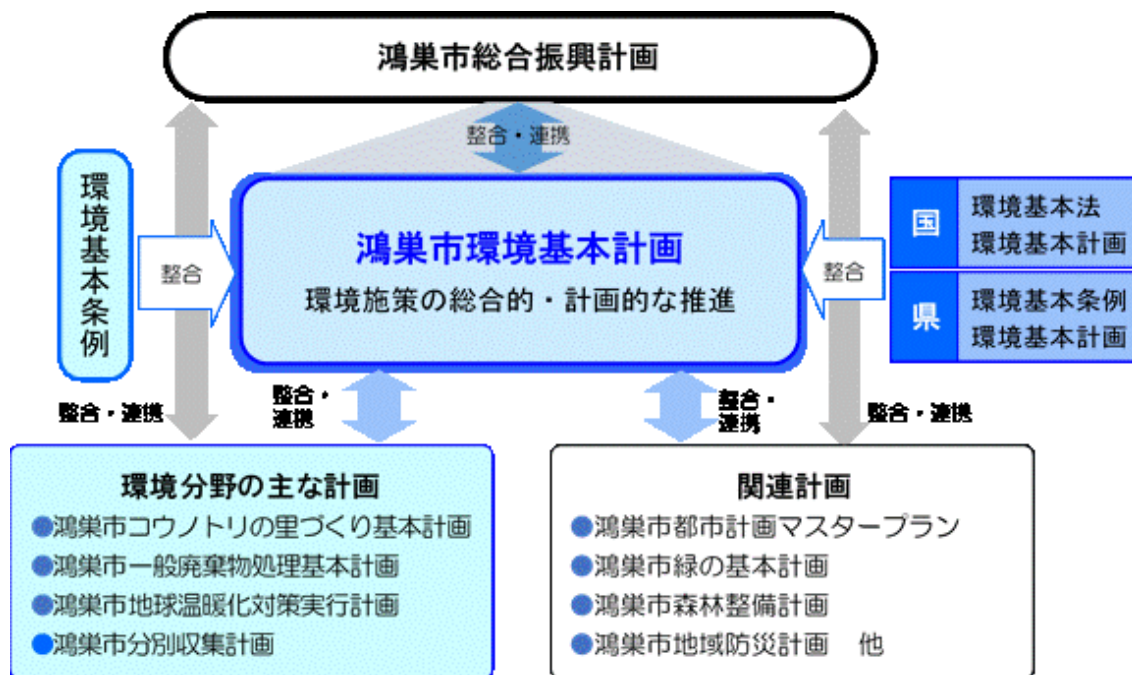
第1章 環境基本計画の概要

1 計画の基本的事項

(1) 計画の目的と位置付け

「鴻巣市環境基本計画」は、鴻巣市総合振興計画に基づく環境政策分野の個別計画として、市民や事業者との協働のもと、環境行政を総合的かつ計画的に推進することを目的に策定されています。

このため、関連する各種計画や環境に影響を及ぼす施策については、本計画との整合・連携を図る必要があります。



環境基本計画の位置付け

(2) 計画期間

環境基本計画は、計画期間を平成30年度から令和9年度までの10年とし、施策・事業等の進捗状況、本市を取り巻く社会情勢・経済情勢の変化や、国・県の動向を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

2 計画の進化管理

環境基本計画では、PDCAサイクルの考え方を取り入れ、計画に基づく取組がどれだけ進んでいるのかを明らかにするための客観的な「モノサシ」となる指標を設定し、その点検・評価、見直し、次年度の事業実施への反映といったマネジメントサイクルの中で進化管理を行うことにより計画の実効性を高めます。

第2章 環境の現状と令和6年度に講じた施策

第1節 自然共生社会

自然共生社会とは、人とすべての生きものが共に支え合い、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会です。

自然環境の悪化が進む中、自然との共生を見直し、生物多様性の保全とふれあいを通じて、持続可能で魅力あるまちづくりを進めることが求められています。



【環境基本計画で定める自然共生社会関連指標】

項目	基準	R6 実績値	目標値
生物多様性が保たれていると思う市民の割合	73.7% (H27)	79.10%	83.20% (R8)
自然環境イベント実施回数	4回 (H28)	2回	6回 (R9)
自然環境イベント参加人数	117人 (H28)	46人	195人 (R9)

1 自然に親しむ取組

(1) 環境教育の実施【環境課】

環境の保全及び創造に対する理解を深め、活動を行う意欲の増進を図るための啓発活動として、環境教育を実施しています。環境分野は範囲が広く内容も多様なため、小・中学生向けと一般向けに分け、知識や経験に応じた事業を実施しています。



◀市 HP

① コウノトリ野生復帰センター「天空の里」

本市では、コウノトリをシンボルに、人にも生きものにもやさしい「コウノトリの里」の実現に取り組んでいます。令和3年度から、コウノトリ野生復帰センター「天空の里」で、つがいのコウノトリの飼育と一般公開を開始しました。当施設は環境学習の拠点として、コウノトリを観察できるほか、時季に応じた展示やイベントを実施します。



天空の里外観（左）、飼育しているコウノトリ2羽 左：オスの空、右：メスの花（右）

② コウノトリの里づくりの普及・啓発

コウノトリの里づくり事業の普及と将来の担い手育成を目的に、天空の里の飼育員が講師として学校での授業や市民向け講座、施設見学の受入れ等を実施しています。



ゲストティーチャー授業（左）と施設見学（右）の様子

（参考）令和6年度における普及啓発事業の実施状況

ゲストティーチャー授業：2校 合計 101人 施設見学：11校、10団体 合計 688人

③水辺の生きものの調査体験会

「夏期湛水管理（なつみずたんぼ）」を活用し、生きものを捕まえたり観察したりする体験を通じて、身近な生きものの生態やコウノトリの餌となる生きものについて学ぶ事業を実施しています。夏期湛水管理は、7月から9月にかけて耕作しない田んぼに水を張り、地力を維持しながら農地の荒廃を防ぐ取組です。無農薬で管理し、土用干しを行わないことから、多くの生きもののすみかとなります。水辺の生きものの観察会では、コウノトリ野生復帰センター周辺の田んぼで、生きものを採取・観察する学習体験を行いました。



水辺の生きものの観察会の様子

（参考）令和6年度における実施状況（日程・場所）

- ・水辺の生きものの観察会 令和6年8月25日（日）17人 吹上地域明用地区

（2）川や田園のある風景に親しむ散策コースの設定



◀市 HP

「人もまちも健康」を掲げる本市では、ウォーキングによる健康増進のため市内に6つのウォーキング推奨コースを設定しています。

コースについては、どこからでもスタート・ゴールできる周回コースとなっているほか、ウォーキングにプラスして、地域の再発見や運動増進につながるようにも工夫されており、コースを紹介するために作成したマップには、ウォーキング指導、食事指導、名所・史跡、健康器具設置公園が掲載されています。

また、6つのコースは、荒川や元荒川、田園地域などを巡るルートとなっており、豊かな自然環境や季節の移ろいに親しむことができます。

（3）市民農園の設置



◀市 HP

自然とふれあうことのできる農作業の体験や地域の農家等との交流を通じて、生活のリフレッシュの増進や地域コミュニティの活性化に資するとともに、農業に対する理解を深めることのできる憩いの場として、市民農園を設置しています。

また、区画の貸し出しだけでなく、小学生による田植え・稲刈り体験を開催するなど、市民が土や農業に親しむ場となっています。

2 生物多様性の維持・保全

(1) 特定外来生物への対応

アライグマは北米や中南米を原産とし、ペットとして輸入・飼育されていた個体が逃亡または遺棄されたことにより、全国各地で野生化しています。天敵が少なく雑食性で繁殖力が高いため、生息密度の高い地域では在来野生動物や生態系への悪影響が指摘されています。県内では、農作物被害や人家への侵入等の生活被害が平成 18 年度以降急増し、生息分布も県全域に拡大しています。これを受け、県は防除実施計画を策定し計画的な対策を実施しており、本市も平成 22 年度から参画し、令和 6 年度は 223 頭を捕獲しました。



年度別アライグマ捕獲頭数

年度	R2	R3	4	R5	R6
埼玉県	8,080 頭	9,143 頭	10,515 頭	11,790 頭	13,201 頭
鴻巣市	153 頭	193 頭	248 頭	200 頭	223 頭

※埼玉県の捕獲頭数は、埼玉県環境白書を参考にしております。

(2) 人にも生きものにもやさしい農業の推進

環境保全を重視した農業生産へと転換していくとともに、地球温暖化や生物多様性保全等への貢献度の高い農業生産活動に対して国・県と連携し、支援しています。

これにより化学合成農薬・化学肥料や化石燃料の使用抑制等を通じた環境負荷低減を後押しします。

また、市における貴重な自然環境であり、市域のおよそ 4 分の 1 を占める水田に着目し、慣行農法よりも減農薬・減化学肥料で栽培され、本市のブランド米に位置付けられている「こうのとりの伝説米」の普及・拡大を進めることで、人にも生きものにもやさしい農業の推進を図っています。

①学校給食での活用

市内全ての小・中学校の学校給食にて、減農薬・減化学肥料により栽培され、健康にも自然環境にもやさしいお米である「こうのとり伝説米」の活用を進めています。

給食での活用により、学校現場における食育や環境教育の面の相乗効果への波及も図っています。令和３年度からは保育所給食への活用も開始しました。

年度別活用状況

年度	R2	R3	R4	R5	R6
実施回数	33回	33回	33回	43回	17回
使用量	10,878kg	11,213kg	11,617kg	14,622kg	5,925kg

②３歳児健康診査等での配付

環境にやさしい農業の普及と地域の活性化を推進するとともに、健康診査受診率の向上による「健康こうのす」の実現と子育て支援策の充実を図るため、３歳児健康診査を受診した幼児とその保護者に、こうのとり伝説米を配付しています。

また令和２年度からは鴻巣市に婚姻届・出産届を提出した方へ記念品としても配布を開始しています。

【年度別活用状況】

３歳児健康診査

年度	R4（１人/900g）	R5（１人/1kg）	R6（１人/ kg）
配付者数	734 人	756 人	736 人
配付量	660.6 kg	756kg	736kg

結婚祝

年度	R4（１人/900g）	R5（１人/1kg）	R6（１人/ kg）
配付者数	158 人	165 人	150 人
配付量	142.2 kg	165kg	150kg

出産祝

年度	R4（１人/900g）	R5（１人/1kg）	R6（１人/ kg）
配付者数	642 人	606 人	83 人
配付量	577.8 kg	606kg	83kg

（３）農地が持つ多面的な機能の保全

農業・農村は、国土の保全や水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成など多面的な機能を有し、その恩恵は広く社会に及んでいます。一方、集落機能の低下により、地域の共同活動による機能の発揮が困難になりつつあります。このため、国・県と連携し、共同活動への支援と地域資源の適切な保全管理を推進しています。

【多面的機能支払交付金の概要】

①農地維持支払交付金⇒多面的機能を支える共同活動支援

支援対象の例

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成

②資源向上支払交付金⇒地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動支援

支援対象の例

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修
- ・植栽による景観形成、ビオトープづくり
- ・施設の長寿命化のための活動

負担割合：国1/2、県1/4、市1/4 ※取り組む活動ごとに交付単価は異なる。

活動期間：5年間 ※期間満了後、更新可能。

（４）地産地消の推進

本市では、市域の約半分を農地が占め、広大な米麦生産地として重要な産業基盤を形成するとともに、美しい田園景観や多様な生きものが生息する環境基盤を有しています。これらの特性を生かし、地産地消の推進や生産者と消費者の交流促進を図ることで、農家を支援し、農地の保全に取り組んでいます。

① 鴻巣市産業祭の開催

幅広い相互交流の場を設けることで、本市の農業及び商工業を市民に周知し、産業の発展を図ることを目的に、鴻巣市産業祭を開催しています。農業部門では、市内産農産物の展示品評会を実施し、優秀な生産者の表彰や即売等を通じて、生産意欲の向上と地元農産物の普及を図っています。



第 37 回鴻巣市産業祭の様子：品評会出品物の供覧（左）及び即売会（右）

②このす地産地消推進協議会

地域の生産者と消費者、販売業者、行政機関等が、地域で生産された安全で安心な農産物を安定的に地域内流通させる方法や体制等を協議・検討しつつ、相互の理解を深め、生産者の顔が見える流通機能の充実と消費拡大を実現することを目的に、市、市教育委員会、市農業委員会のほか、さいたま農林振興センター、さいたま農業協同組合、鴻巣農産物直売所、市内小・中学校、鴻巣市食生活改善推進員協議会、鴻巣市商工会、生産者の機関及び団体で構成される「このす地産地消推進協議会」を設置しています。

協議会では、学校給食への鴻巣市産農産物等の活用推進や地産地消に関する啓発等に取り組んでいます。

【取組実績】

- ・学校給食への鴻巣市産農産物等の提供

〈特色ある献立〉

名称	内容
ごはん	地場産米「彩のきずな」を使用。また、減農薬「このとり伝説米」を小学校（4～7月、11月、1月に月1回）、中学校（5～7月、1月に月1回、4月、11月に月3回）で使用
鴻巣ねぎのけんちん汁	地場産のねぎ
鴻巣冬瓜入りうどん汁	地場産の冬瓜

〈学校給食で使用した地場産農産物〉

主穀	精白米
野菜	長ねぎ、玉ねぎ、ほうれん草、小松菜、白菜、じゃがいも、なす、さといも、キャベツ、大根、しょうが、きゅうり、にんにく、にんじん、ずいき、さつまいも、ブロッコリー、トマト、冬瓜、ピーマン、ミニトマト、さやいんげん
果樹	梨
畜産	豚肉

- ・鴻巣市地産地消料理教室

令和6年8月9日（金） 笠原公民館

「手作り中華まん教室」

- ・鴻巣市産業祭

令和6年11月16日（土）総合体育館

地元農産物の展示販売、地産地消農産物のPR・アンケート

・地産地消支援事業（地場産農産物を使用した公民館講座に対する補助）

月日（曜日）	公民館名	事業名
5月14日（火）	川里生涯学習センター	季節の草花でリース作り
7月28日（日）	吹上生涯学習センター	給食で人気の揚げパンをつくろう！
10月19日（土）	箕田公民館	親子パンづくり教室
12月3日（火）	川里生涯学習センター	多肉植物で作る初めてのクリスマスリース
12月7日（土）	常光公民館	春まで楽しむ寄せ植え作り教室
12月8日（日）	吹上生涯学習センター	リースづくり教室
12月9日（月）	吹上生涯学習センター	寄せ植え教室
12月14日（土）	中央公民館	春先まで楽しめるハンギングバスケット講座
12月28日（土）	北新宿生涯学習センター	お正月のフラワーアレンジメント教室
1月16日（木）	笠原公民館	パティシエに教わるスイーツ教室
1月18日（土）	笠原公民館	こどもクッキング教室
2月19日（水）	吹上生涯学習センター	初めてのお菓子づくり

第2節 脱炭素社会（ゼロカーボンシティ）

地球温暖化による気温上昇は、集中豪雨や動植物の生息域の変化、農作物への影響、熱中症などの健康被害を招き、私たちの身近な生活にも深刻な影響を及ぼしています。

こうした状況を踏まえ、国は2050年までにカーボンニュートラルの実現を目指し、地球温暖化対策計画を改定しました。

本市でも、令和3年にゼロカーボンシティ宣言を行い、令和4年度には実行計画を策定し、市民・事業者・行政が一体となった脱炭素社会の実現に向けた取組を進めています。



【環境基本計画で定める脱炭素社会関連指標】

項目	基準	R6 実績値	目標値
市域からのCO2排出量 (エネルギー起源のCO2)	627.0千t-CO2 (H25)	488.3千t-CO2 (R3)	404.5千t-CO2 (R8)
脱炭素社会を意識して生活している 市民平均実践項目数	4.58個 (H27)	3.85個	4.58個 (R8)
エコチェックサマー・ウィンターへの 参加者数	(H29より実施)	134人	318人 (R9)
市の事務事業からのCO2排出削減 (エネルギー消費量(原油換算)の削減)	4,846kL (H28)	4,032kL	—
コミュニティバスの年間利用者数	522,753人 (H27)	480,962人	500,000人 (R8)

1 市民等の温室効果ガスの排出抑制の支援

(1) 住宅用省エネルギー設備設置の補助

家庭用燃料電池や蓄電システムなど、住宅の脱炭素化に資する省エネルギー設備を設置する市民に対し、補助金を交付しています。

令和6年度住宅用省エネルギー設備設置費補助金交付実績

対象機器	補助上限額	件数
家庭用燃料電池（エネファーム）	5万円	8件
太陽熱利用システム（強制循環型）	5万円	0件
蓄電システム	5万円	15件
蓄電システム＋太陽光発電設備	10万円	37件
V2H 充電設備	5万円	3件
合 計	—	63件

(2) 省エネ家電製品買換え促進の補助

家庭における消費電力量の削減と温室効果ガス排出量の抑制を目的として、省エネ家電製品への買換えを行う市民に補助金を交付しています。令和6年度は、平成25年以前製造の電気冷蔵庫から、省エネ基準達成率100%以上の冷蔵庫に更新した方を対象としました。本事業により、年間約56tのCO₂削減効果があり、杉の木約6,300本分の吸収量に相当すると推計しています。

令和6年度省エネ家電製品買換え促進事業補助金交付実績

購入店	補助限度額	件数
市内に本店を有する事業所	3万円	84件
市外に本店を有する事業所	1万円	360件
合 計	—	444件

※年間CO₂削減量：環境省ホームページ「しんきゅうさん」より

※杉の木による吸収量：林野庁ホームページより

（３）市有施設の屋根貸しによる太陽光発電の普及促進

地産地消・脱炭素型のエネルギー構造の実現に向けて、市有施設屋根貸し太陽光発電事業に取り組んでいます。この事業は、市有施設の屋根を太陽光発電事業者に貸し出し、発電事業者は再生可能エネルギーの固定価格買取制度を活用した発電事業を約 20 年間にわたって実施するものです。

【対象施設】

①箕田公民館

貸付額：年 66,200 円 (200 円/㎡ × 331 ㎡)

面積：330.6 ㎡ (公民館部：183.3 ㎡、児童センター部：147.3 ㎡)

貸付期間：平成 26 年 7 月 22 日～令和 17 年 3 月 31 日【約 20 年間】

設置機器：太陽光パネル(202 枚) ※発電出力：47.3kW

②総合体育館

貸付額：年 129,490 円 (230 円/㎡ × 563 ㎡)

面積：563 ㎡

貸付期間：平成 28 年 7 月 29 日～令和 19 年 3 月 31 日【約 20 年間】

設置機器：太陽光パネル(224 枚) ※発電出力：39.8kW

2 市の温室効果ガスの排出抑制の取組

（１）鴻巣市地球温暖化対策実行計画の取組

「鴻巣市地球温暖化実行計画(事務事業編)」第 5 期（(計画期間：令和 5 年度～令和 12 年度)となる本計画は、鴻巣市役所を一事業者として捉え、市が行う全ての事務事業から発生する温室効果ガスの排出抑制のため、率先して地球温暖化対策の推進を図ることを目的としています。

① 温室効果ガスの排出削減目標（第 5 期）

令和 12 年度までに、市役所をはじめとした全ての公共施設から排出されるエネルギー起源 CO2 を、平成 25 年度を基準として 45%削減することを目指すものです。

②年度別温室効果ガス排出量

単位：kg-CO2

区分	H25(基準年度)	R4	R5	R6
温室効果ガス排出量	8,989,519	8,536,073	8,436,402	8,298,619
対 H25 年度比	—	▲5.0%	▲6.2%	▲7.7%

③温室効果ガス排出量の内訳

項目	エネルギー使用量		温室効果ガス排出量 (kg-CO2)	
	H25 (基準年度)	R6	H25 (基準年度)	R6
電気(kWh)	13,793,675	16,316,887	7,600,315	7,280,021
ガソリン(ℓ)	86,222	59,574	200,177	135,282
A重油(ℓ)	99,985	0	270,922	0
軽油(ℓ)	15,877	7,882	41,043	20,648
灯油(ℓ)	143,957	74,454	358,379	186,134
都市ガス(m³)	183,872	308,054	412,609	622,630
L P G (m³)	16,200	8,258	106,074	53,904
合計			8,989,519	8,298,619

※ 数値は、小数点以下を含めて算定し四捨五入していることから、合計は一致しない。

(2) ゼロカーボンアクション30についての取組

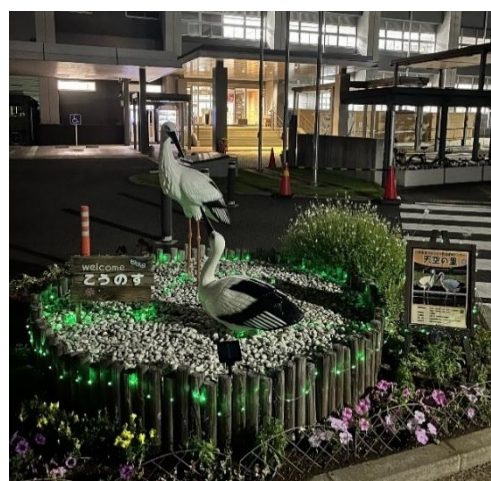
脱炭素化を実現するには、ライフスタイルの転換が重要であることから、環境省が推奨しているゼロカーボンアクション30について、様々な啓発を行いました。

【主な啓発事項】

①環境月間のパネル展示

環境基本法で6月5日は「環境の日」と定められ、この日を含む6月は、「環境月間」とされています。そのため、6月は全国で環境についての様々な行事が行われています。

本市でも、脱炭素化に向けたパネル展示のほか、コウノトリモニュメントを太陽光で発電できる緑色のライトで飾り付けるなど、環境月間に合わせた啓発を行いました。



環境月間のパネル展示（左）とコウノトリモニュメントのライトアップ（右）

②デジタルサイネージによる啓発

市役所や支所、鴻巣駅において、インフォメーションディスプレイ等を活用し、ゼロカーボンアクション30に関する情報の発信を行いました。



デジタルサイネージにて掲載した画像（一部抜粋）

③フラワーラジオでの放送

令和5年度に引き続き、令和6年度もコミュニティ放送であるフラワーラジオにおいて、ラジオ広報に環境課の職員が出演し、ゼロカーボンアクション30に関する情報を発信し、啓発を行いました。

【放送内容】

ゼロカーボンアクション30は、基本となる脱炭素のための行動カテゴリーを、8つのジャンル（①電気等のエネルギーの節約や転換②住居関係③移動関係④食事関係⑤ファッション関係⑥買い物・製品の選択⑦資源循環⑧情報・行動・働き方）に分類し、紹介されています。フラワーラジオの放送は、計6回、カテゴリー毎に行いました。

- 第1回目 「CO2の少ない交通手段を選ぼう！」
- 第2回目 「食ロスをなくそう！」
- 第3回目 「サステナブルなファッションを！」
- 第4回目 「3R（リデュース、リユース、リサイクル）」
- 第5回目 「脱炭素型の製品・サービスの選択」、「個人のESG投資」
- 第6回目 「環境保全活動に積極的に参加しよう！！」

（3）デコ活についての取組

鴻巣市は、令和7年1月16日に「デコ活宣言」を表明しました。温室効果ガス排出量低減のための一つの取組としての国の「デコ活」に賛同し、市内における脱炭素行動の普及啓発及び脱炭素行動の実践に取り組んでいます。

【主な啓発事項】

○イベントでの啓発

産業祭やこうのとりマルシェなど、市内で行われるイベントに参加し、デコ活についての啓発を行いました。



産業祭での啓発の様子

（４）次世代自動車の導入

市では、環境にやさしい次世代自動車（ハイブリッド自動車（HV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）及び天然ガス車（CNG））の導入・活用を進めており、市で保有する公用車 158 台（令和 7 年 3 月 31 日時点）のうち、11.4%にあたる 18 台を運用しています。



EV バス

（５）鴻巣市節電対策

本市では、自らが率先して一層の省エネルギーを進める観点から「鴻巣市地球温暖化対策実行計画」の考えに基づいて、次に掲げる事項等を職員へ周知し、市内全ての公共施設で着実に実施することとしています。

【主な取組事項】

①照明設備

昼休みは、業務上特に照明が必要な箇所を除き消灯を図っています。また、夜間における照明も、業務上必要最小限の範囲で点灯することとし、それ以外は消灯を徹底しています。

②空調設備

使用する場合は健康に十分配慮した上で、冷暖房の適正管理（冷房の場合は 28 度程度、暖房の場合は 19 度程度）を一層徹底するよう空調設備の適正運転を図っています。

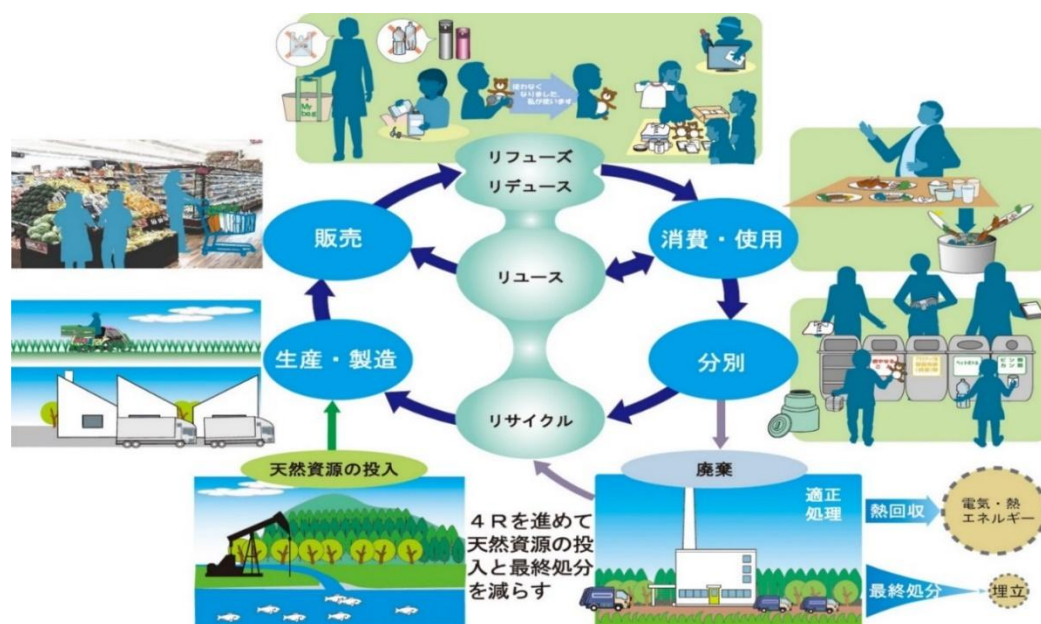
また、夏季及び冬季の執務室の服装について「クールビズ」及び「ウォームビズ」を励行するとともに、SDGs 推進の一環として、令和 2 年 11 月からノーネクタイ等の働きやすい服装での勤務「Smile Biz KONOSU STYLE」を実施しています。



Smile Biz KONOSU STYLE のポスター

第3節 循環型社会

循環型社会とは、ごみの発生を抑え、使用可能なものは資源として再利用し、やむを得ず出るごみは適正に処理することで、天然資源の消費を抑え、環境への負荷を低減する社会です。私たちは大量生産・大量消費の暮らしの利便性を享受する一方、資源枯渇や環境破壊などの課題に直面しています。これらを解決するため、4R+Renewable を実践し、持続可能で人と環境にやさしい社会づくりを進める必要があります。



【環境基本計画で定める循環型社会関連指標】

項目	基準	R6 実績値	目標値
一人1日あたりのごみ総排出量	823 g (H26)	765 g	780 g (R9)
資源化率 I	20.0% (H26)	27.70%	29.1% (R9)
ごみゼロ運動月間（春・秋）・ひろえば街が好きになる運動参加者数（直近3年間平均）	22,086 人 (H28)	15,558 人	24,295 人 (R9)
廃食油の回収量	6,776L (H28)	5,061L	7,454L (R9)

1 一般廃棄物処理の現況

(1) 一般廃棄物処理量の現況

一般廃棄物の処理量は、環境基本計画で定める循環型社会関連指標の項目「一人1日あたりのごみ総排出量」に該当します。なお、目標値は、780 g となります。この指標は、数値が小さいほど良い指標となります。

一般廃棄物処理量実績表

年度		R2	R3	R4	R5	R6
人口（当該年度10月1日）		118,042	117,679	117,879	117,658	117,535
ごみ 排出量 (t)	燃やせるごみ	24,278	25,461	25,294	24,875	24,595
	燃やせないごみ	3,032	2,778	2,659	2,537	2,529
	資源類	5,583	5,532	5,138	4,793	4,524
	粗大ごみ	961	916	896	838	870
	集団回収	326	151	379	366	272
	合計	34,180	34,836	34,366	33,409	32,790
g／人・日		793	811	799	775	765

※ 「一般廃棄物処理業実態調査」数値

一人1日当たりごみ排出量実績表

単位：g

年度	R2	R3	R4	R5	R6
燃やせるごみ	563	593	589	578	574
燃やせないごみ	70	65	62	59	59
資源類	130	128	119	111	106
粗大ごみ	22	21	21	19	20
集団回収	8	4	8	8	6
一人1日あたりの総排出量	793	811	799	775	765

※ 一人1日あたりの総排出量は、排出量÷10月1日人口÷年間日数（365・366日）で算出

（２）資源化物処理量の現況

資源化物処理量は、資源類として資源回収ステーションに出された量等の集計で、年々減少傾向にあります。

資源物処理量実績表

単位：t

資源物	R2	R3	R4	R5	R6
ビン類	603	636	610	511	475
カン類	515	478	391	409	416
ペットボトル	264	259	265	269	264
紙類	2,750	2,476	2,510	2,281	2,032
布類	431	428	400	404	345
プラスチック製容器包装(資源)類	1,517	1,547	1,473	1,405	1,404
セメント原料	2,702	2,836	2,795	2,777	2,727
その他	141	113	126	149	196
合計	8,923	8,773	8,570	8,205	7,859

※ 「一般廃棄物処理業実態調査」数値

（３）資源化率の現況

資源化率は、環境基本計画で定める循環型社会関連指標の項目「資源化率Ⅰ」に該当します。なお、目標値は、29.1%となります。

資源化率Ⅰ実績表

	R2	R3	R4	R5	R6
資源化率Ⅰ ^{注1}	18.1%	16.8%	17.4%	16.1%	15.4%
資源物量 ^{注2} （t）	6,197	5,841	5,967	5,376	5,057
ごみ総排出量（t）	34,180	34,836	34,366	33,409	32,790

※ 「一般廃棄物処理業実態調査」数値

注1 資源化率Ⅰ：資源物量÷ごみ総排出量

注2 資源物量：集団回収量＋直接資源化量

2 ごみ減量化に向けた取組

(1) 生ごみ処理機器購入の補助

平成 11 年度から家庭用生ごみ処理容器及び電気式生ごみ処理機器の購入者に対し、補助金を交付することにより、家庭から排出される生ごみの減量化を推進しています。

【補助実績】 補助金額：計 1,000,000 円 （内訳） 電気式処理機 964,200 円
コンポスト容器 28,700 円
EMぼかし容器 7,100 円

生ごみ処理機器補助金交付件数

単位：件

年度	R2	R3	R4	R5	R6
電気式処理機	35	33	47	49	44
コンポスト容器	4	11	20	4	9
EMぼかし容器	0	3	1	0	3
合計	39	47	68	53	56

(2) 廃食油の回収と再資源化

地球温暖化の防止やごみの減量、河川の水質汚濁防止、市民の環境意識の向上、下水処理施設の負荷軽減等を目的に、家庭から出される廃食油を市役所や両支所、公民館、コミュニティセンター等において回収しています。なお、令和 2 年度まで、バイオディーゼル燃料（BDF）に精製した上で、旧中学校給食センターにて化石燃料の代替燃料として投入していました。

廃食油回収及び BDF 精製の実績

単位：ℓ

年度	R2	R3	R4	R5	R6
廃食油回収量	6,360	6,405	5,135	4,215	5,061
BDF 精製量	6,480	—	—	—	—

3 リサイクルの推進

自治会等による資源回収や地域住民団体による集団回収事業の実施により、回収実績に応じた報奨金を支給することで、ごみの減量化及び資源の有効利用を推進しています。

(1) 資源回収

資源回収の推移

年度	R2	R3	R4	R5	R6
資源回収カゴ数	108,014	122,390	121,498	118,300	112,009
報奨金額（円）	5,783,880	5,728,620	5,692,780	5,579,000	5,374,860

(2) 集団回収

集団回収の推移

年度	R2	R3	R4	R5	R6
集団回収量（t）	326	151	378	364	271
報奨金額（円）	978,550	312,170	1,134,870	1,092,430	812,330

資源・集団回収量は、この数年減少傾向にあります。特に、令和2年度から新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、集団回収の実施回数が減少したことが要因として考えられます。

また、近年では、スーパーなどの食品販売店におけるリサイクル回収が普及してきたことも回収量の減少している要因のひとつと考えられています。

4 環境美化の取組

(1) 荒川河川敷の不法投棄の防止（埼玉県央域荒川クリーン協議会）

荒川河川敷の不法投棄防止のため、国土交通省、県（県警）、北本市、桶川市、吉見町、川島町、一般社団法人埼玉県環境産業振興協会及び本市の構成により埼玉県央域荒川クリーン協議会を設置し、防止パトロールや不法投棄物一斉撤去作業に取り組んでいます。

(2) 路上喫煙とポイ捨ての禁止

環境美化を推進し、安全・安心できれいなまちづくりを推進するため、平成 20 年 1 月、鴻巣駅自由通路から中山道までの区間を「路上喫煙禁止区域」に、鴻巣駅自由通路から運転免許センターまでの区間を「環境美化重点区域」に指定しました。また、平成 29 年 4 月には、鴻巣駅西口、北鴻巣駅及び吹上駅の周辺を「路上喫煙禁止区域」及び「環境美化重点区域」とし、令和 2 年 4 月には、各駅前に設置されていた喫煙所を撤去しました。

鴻巣駅前ポイ捨て及び指導件数（東口・西口）

単位：件

年度	空き缶・ペットボトル	吸いがら	紙くず	注意指導
R2	1,414	17,172	11,487	400
R3	1,458	16,012	10,314	351
R4	1,431	18,269	11,125	194
R5	1,729	19,417	11,310	183
R6	1,762	20,327	11,956	227

北鴻巣駅前ポイ捨て及び指導件数（東口・西口）

単位：件

年度	空き缶・ペットボトル	吸いがら	紙くず	注意指導
R2	1,160	12,404	12,751	18
R3	1,182	12,384	13,021	12
R4	1,276	11,606	11,714	6
R5	1,625	11,387	12,344	5
R6	1,872	6,104	5,643	53

吹上駅前ポイ捨て及び指導件数（北口・南口）

単位：件

年度	空き缶・ペットボトル	吸いがら	紙くず	注意指導
R2	2,055	7,544	6,781	158
R3	2,250	7,259	5,838	170
R4	1,776	5,331	3,770	253
R5	1,238	10,088	9,071	8
R6	719	13,225	9,522	11

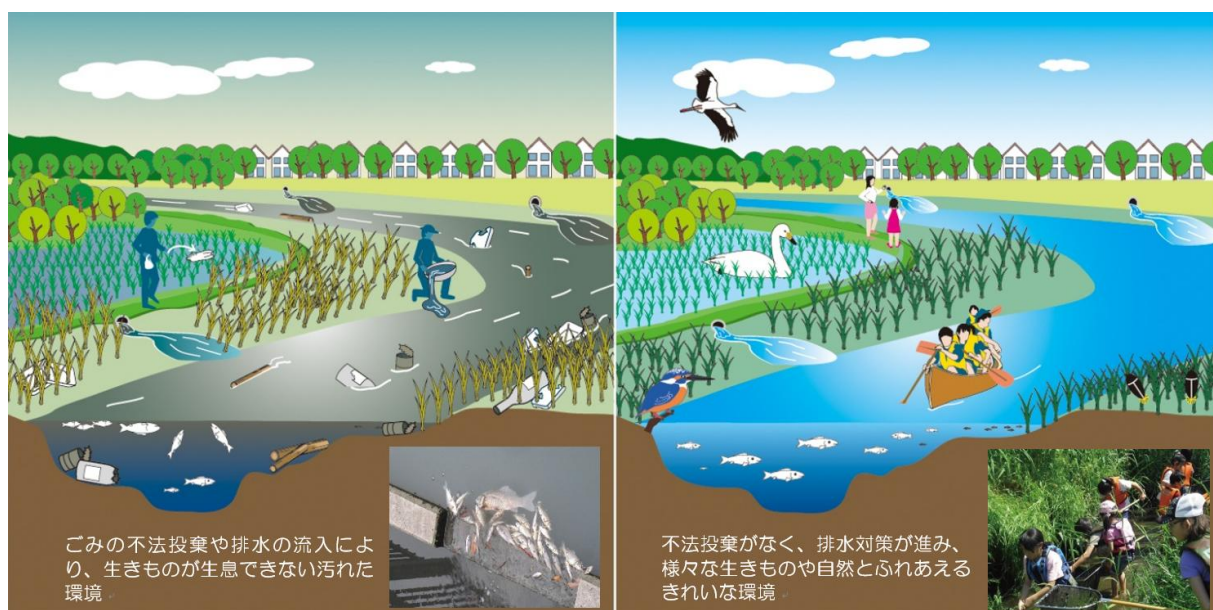
第4節 安全・安心が確保される社会（生活環境の保全）

空気や水、土が清潔に保たれることは、私たちが安全で安心して暮らすための基盤です。

しかし、経済成長や人間活動の拡大により、人や多様な生きものへ悪影響が生じ、環境は脅かされています。

そのため、日常生活から出る汚染物質を減らし、身近な環境を理解し、自らの行動を見直して、快適な生活環境の保全に取り組むことが重要です。

一人一人の意識と行動が、持続可能な社会の実現につながり、未来を守ります。



【環境基本計画で定める安全・安心社会関連指標】

項目	基準	R6 実績値	目標値
生活環境について、快適で安全に住めるとする市民の割合	73.4% (H27)	73.50%	81.1% (R8)
汚水処理人口普及率	86.7% (H27)	90.43%	100.0% (R8)
河川の水質値（BOD、過去5年平均）	3.5mg/L (H27)	4.5mg/L	3.5mg/L (R8)
個人に起因する公害苦情件数	310件 (H27)	169件	158件 (R8)

1 身近な環境を知る取組

(1) 公害苦情

市民の健康の保護と生活環境を保全するため、法令等に基づき、公害防止に取り組んでいます。また市民から寄せられる苦情には迅速に対応し、解決に努めています。

令和6年度の公害苦情は、典型7公害以外のものが全体の約8割を占めており、これらの苦情処理について、関係法令や埼玉県生活環境保全条例に基づき、埼玉県中央環境管理事務所や鴻巣保健所等、関係行政機関との連携により指導等を行っています。

年度別公害苦情受理件数

単位：件

項目 年度	典型7公害								典型7公害以外							合計
	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	計	埋立て	空地雑草	動物	電波障害	害虫駆除相談	その他	計	
R2	34	5	0	17	2	0	6	64	1	109	19	1	6	6	142	206
R3	22	6	0	10	2	0	12	52	0	95	38	1	11	6	151	203
R4	12	3	0	5	3	0	1	24	1	105	20	1	4	6	137	161
R5	14	2	0	12	1	0	8	37	0	67	14	0	9	5	95	132
R6	14	0	0	11	0	0	9	34	0	100	5	0	1	3	109	143

(2) 大気

大気の汚染に係る環境基準は、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定により、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準として、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、微小粒子状物質、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン・ダイオキシン類について、全国一律に定められています。

市内にある大気汚染常時監視測定局は、一般環境大気測定局として鴻巣測定局（県設置：鴻巣市役所 中央1-1）、自動車排出ガス測定局として鴻巣天神自動車排出ガス測定局（県設置：県中央広域消防本部鴻巣天神分署 天神1-1-28）の計2局です。

常時監視測定局では、自動測定器を設置して常時測定を行っています。また、一般環境測定局である鴻巣測定局では非メタン炭化水素の測定も行っています。令和6年度は、光化学オキシダント以外の項目で、環境基準を満たしました。

①ダイオキシン類に関する市の調査結果

本市では、市内4箇所（常光公民館、赤見台第二小学校、下忍小学校、あかぎ公園）にてダイオキシン類の大気調査を実施しています。

大気中のダイオキシン類濃度の基準値は、0.6pg-TEQ/m³以下（年平均値）で、過去5年間とも環境基準値を満たしています。

大気中のダイオキシン類濃度調査結果

単位：pg-TEQ/m³

年度	常光公民館	赤見台第二小学校	下忍小学校	あかぎ公園
R2	0.035	0.038	0.032	0.044
R3	0.023	0.019	0.017	0.025
R4	0.031	0.014	0.016	0.019
R5	0.013	0.013	0.013	0.018
R6	0.019	0.016	0.016	0.016

（３）水環境

水質汚濁とは、工場・事業場や家庭などから排出される汚水により、河川等の水質が悪化することをいいます。昭和40年代までは事業系排水が主因でしたが、規制強化により、現在では家庭からの生活排水が最大の要因となっています。河川には自浄作用がありますが、その能力を超える汚濁物質の流入により水質汚濁が進行するため、各家庭での行動が水環境保全に重要です。

①水環境の調査

県、国土交通省及び関係市等において、公共用水域の水質汚濁の状況を把握するため、水質汚濁防止法に基づき、県内主要河川を対象とした水質測定計画を策定し、調査を実施しています。市域には、荒川の御成橋、元荒川の渋井橋、忍川の前屋敷橋の3測定地点があり、御成橋では年6回、他の2地点では毎月測定を行っています。加えて、本市では独自に市内17箇所で水質調査を実施しています。

②調査結果の概要

ア 国や県による河川水質調査結果

県は、公共用水域及び地下水の水質測定計画に基づき、令和6年度に44河川94地点、3湖沼3地点で水質測定を実施しました。BODでは、44水域中40水域で環境基準を達成し、達成率は91%となりました。荒川・御成橋及び元荒川渋井橋では、ともに環境基準を満たしています。

御成橋及び渋井橋における生物化学的酸素要求量（BOD）の推移

単位：mg/L

調査地点 \ 年度	R2	R3	R4	R5	R6
御成橋（年平均値）	0.6	1.1	1.0	1.1	1.0
渋井橋（年平均値）	1.8	2.0	1.8	2.2	2.5

（埼玉県公共用水域水質測定結果より）

(a) 人の健康の保護に関する環境基準

人の健康に関する環境基準は、カドミウムなど27項目が指定されています。令和6年度については、44河川94地点及び3湖沼3地点で水質測定を行い、測定を行った全ての地点で環境基準を満たしました。

(b) 生活環境の保全に関する環境基準

生活環境の保全に関する環境基準は、水素イオン濃度（pH）、生物化学的酸素要求量（BOD）、浮遊物質（SS）、溶存酸素量（DO）、大腸菌数の5項目が基準値として選定されています。

イ 市による水質調査結果

本市では、河川等の環境基準適合状況の把握のため、独自に水質調査を実施しています。調査地点は、市内を流れる元荒川流域4地点とその落し口7地点、野通川流域2地点とその落し口2地点、荒川流域1地点とその落し口1地点の合計17地点で令和7年1月31日（金）に実施しました。



地点別調査項目

(○は、調査を実施している項目)

河川名		地点名	水素イオン濃度	生物化学的酸素要求量	浮遊物質	溶存酸素量	全リン	大腸菌数	流量観測	類型指定
			pH	BOD	SS	DO	T-P			
元荒川		榎戸堰	○	○	○	○			○	C
		三ツ木堰	○	○	○	○				C
		三谷橋	○	○	○	○				C
		四郎兵衛橋	○	○	○	○			○	C
元荒川 落し口	前谷落排水路	水鳥橋	○	○	○					注1
	新忍川	新忍川	○	○	○					注1
	百日堀	総合福祉センター裏	○	○	○		○			注1
	箕田都市下水路	鈴木橋	○	○	○					注1
	新谷田用水	仙石屋自動車前	○	○	○					注1
	東部都市下水路	入の上橋	○	○	○					注1
	赤堀川	新鯉沼橋	○	○	○	○				注1
野通川		三段地野橋	○	○	○	○			○	注1
		大田切橋	○	○	○	○			○	注1
野通川 落し口	四号落堀悪水路	四号排水路上流	○	○	○	○				注1
		上郷橋	○	○	○					注1
荒川		大芦橋下流	○	○	○	○		○		A
荒川 落し口	足立北部排水路	中野橋	○	○	○					注2

注1 類型指定がされていないため、C類型環境基準を準用

注2 類型指定がされていないため、A類型環境基準を準用

(a) 元荒川流域

元荒川流域の4地点は、全ての項目、調査地点において、基準を満たしています。5年間の推移についても、経年的に各地点とも大差なく、全ての地点で基準を満たしています。

各地点の水質状況の推移（元荒川流域）

項目	調査地点	単位	R2	R3	R4	R5	R6	基準値
pH	榎戸堰	—	7.6	7.7	7.7	7.7	7.7	6.5以上 8.5以下
	三ツ木堰		7.8	7.9	7.7	7.8	7.8	
	三谷橋		7.9	7.9	7.7	7.8	7.8	
	四郎兵衛橋		7.8	7.7	7.7	7.7	7.7	
BOD	榎戸堰	mg/L	1.6	1.2	0.7	0.8	1.8	5以下
	三ツ木堰		4.0	2.4	2.3	2.3	4.7	
	三谷橋		2.6	1.8	1.7	0.9	2.8	
	四郎兵衛橋		4.0	1.5	1.6	0.7	2.1	
SS	榎戸堰	mg/L	9	2	5	7	2	50以下
	三ツ木堰		15	3	9	4	6	
	三谷橋		20	6	10	7	7	
	四郎兵衛橋		21	5	5	5	6	
DO	榎戸堰	mg/L	10.7	11.2	11.4	11.5	12.4	5以上
	三ツ木堰		9.4	10.7	9.7	11.2	10.0	
	三谷橋		9.5	12.0	11.4	11.4	11.9	
	四郎兵衛橋		9.1	11.4	11.8	11.2	11.2	

(b) 元荒川落し口

元荒川落し口の7地点については、水素イオン濃度（pH）、浮遊物質（SS）の2項目が、調査地点において、基準を満たしています。

なお、生物化学的酸素要求量（BOD）は、水鳥橋、総合福祉センター、鈴木橋の3地点において、基準を超過しました。溶存酸素量（DO）は、昨年度に引き続き、新鯉沼橋地点のみ測定しており、基準を満たしました。全リン（T-P）については、総合福祉センター裏地点のみ測定しています。

調査結果は次のとおりです。

各地点の水質状況の推移（元荒川落し口）

項目	調査地点	単位	R2	R3	R4	R5	R6	基準値
pH	水鳥橋	—	7.8	7.8	7.7	7.7	7.7	6.5以上 8.5以下
	新忍川		7.8	7.7	7.5	7.7	7.6	
	総合福祉センター		7.6	7.1	7.2	7.1	7.1	
	鈴木橋		7.9	7.7	7.5	7.7	7.6	
	仙石屋自動車前		7.8	7.6	7.5	7.8	7.1	
	入の上橋		7.8	7.9	7.4	7.7	8.0	
	新鯉沼橋		7.8	7.5	7.2	7.4	7.4	
BOD	水鳥橋	mg/L	6.6	3.8	5.7	4.6	6.0	5以下
	新忍川		2.5	0.7	1.0	0.7	2.1	
	総合福祉センター		12.0	6.4	4.1	5.5	6.4	
	鈴木橋		6.7	3.0	2.1	2.8	10	
	仙石屋自動車前		0.9	<0.5	0.6	<0.5	1.5	
	入の上橋		2.5	2.1	1.4	1.2	2.9	
	新鯉沼橋		4.5	2.9	3.4	5.2	4.3	
SS	水鳥橋	mg/L	14	4	11	6	6	50以下
	新忍川		13	6	10	5	8	
	総合福祉センター		15	2	3	2	3	
	鈴木橋		21	4	7	9	18	
	仙石屋自動車前		11	7	4	1	<1	
	入の上橋		13	10	7	11	9	
	新鯉沼橋		7	5	6	4	5	
DO	水鳥橋	mg/L						5以上
	新忍川							
	総合福祉センター							
	鈴木橋							
	仙石屋自動車前							
	入の上橋							
	新鯉沼橋		6.9	11.1	8.2	8.2	9.2	
T-P	水鳥橋	mg/L						—
	新忍川							
	総合福祉センター		3.4	2.0	1.5	1.6	2.1	
	鈴木橋							
	仙石屋自動車前							
	入の上橋							
	新鯉沼橋							

注 斜線は未実施又はデータ無

注 河川への落し口に関しては基準値が無いため参考として河川のC類型と比較

注 表中の「<」印は、対象が定量下限値未満であることを示す

(c) 野通川流域及び野通川落し口

野通川流域及び野通川落し口の4地点については、水素イオン濃度（pH）、浮遊物質（SS）、溶存酸素量（DO）の3項目が、調査地点において、基準を満たしています。なお、生物化学的酸素要求量（BOD）は、三段地野橋、大田切橋、四号排水路上流、上郷橋で基準を超過しました。

各地点の水質状況の推移（野通川流域及び野通川落し口）

項目	調査地点	単位	R2	R3	R4	R5	R6	基準値
pH	三段地野橋	—	7.8	7.9	7.5	7.7	7.7	6.5以上 8.5以下
	大田切橋		7.8	7.8	7.6	7.7	7.7	
	四号排水路上流		7.8	7.6	7.3	7.2	6.8	
	上郷橋		7.8	7.6	7.7	7.6	7.7	
BOD	三段地野橋	mg/L	5.5	10	8.7	5.5	11	5以下
	大田切橋		8.3	5.8	9.2	19	16	
	四号排水路上流		2.0	2.2	2.1	4.6	40	
	上郷橋		1.8	2.4	3.1	1.7	10	
SS	三段地野橋	mg/L	17	12	10	6	8	50以下
	大田切橋		21	6	18	24	17	
	四号排水路上流		3	2	3	3	13	
	上郷橋		5	3	5	5	16	
DO	三段地野橋	mg/L	7.0	10.0	6.9	7.1	6.0	5以上
	大田切橋		6.1	10.3	8.4	8.3	9.1	
	四号排水路上流		8.2	7.6	6.6	6.3	5.3	
	上郷橋							

注 斜線は未実施又はデータ無

注 河川への落し口に関しては基準値が無いため参考として河川のC類型と比較

(d) 大芦橋下流及び中野橋

大芦橋下流及び中野橋については、生物化学的酸素要求量（BOD）以外の項目において、基準を満たしています。

また、平成20年度より大腸菌数を大芦橋下流地点（A類型）で調査しており、令和6年度の調査結果は5CFU/100mLであり、基準値（300CFU/100mL）を下回りました。

なお、元荒川や野通川（C類型）には大腸菌数の環境基準はありません。

各地点の水質状況の推移（荒川流域及び荒川落し口）

項目	調査地点	単位	R2	R3	R4	R5	R6	基準値
pH	大芦橋下流	—	7.6	7.7	7.7	7.8	7.8	6.5以上 8.5以下
	中野橋		7.8	7.9	8.0	8.0	8.3	
BOD	大芦橋下流	mg/L	0.9	1.4	0.5	0.7	2.3	2以下
	中野橋		4.8	13	2.1	4.0	15	
SS	大芦橋下流		2	1	3	3	2	25以下
	中野橋		14	13	4	9	10	
DO	大芦橋下流		11.2	11.8	12.2	12.4	12.8	7.5以上

注 河川への落し口に関しては基準値が無いため参考として河川のA類型と比較

注 平成21年3月31日に環境基準がB類型からA類型に指定変更されました。

(e) 汚濁負荷量

汚濁負荷量は、主としてBOD、COD、SSの汚濁物質の時間あるいは日排出量で表し、1日当たりのキログラムで表されます（汚濁負荷量＝汚濁濃度×流量）。例え、濃度が小さくても流量が大きければ環境に与える影響が大きくなるため、通常環境への影響を推定する場合は汚濁負荷量を多く用います。

そこで、調査日に個々の地点で1回の流量観測と採水を実施し、その調査結果の積で算出した汚濁負荷量は次のとおりです。

汚濁負荷量総括表

河川名	地点名	生物化学的酸素要求量 (BOD)		浮遊物質 (SS)		河川流量 (m³/s)
		濃度 (mg/L)	負荷量 (kg/day)	濃度 (mg/L)	負荷量 (kg/day)	
元荒川	榎戸堰	1.8	28	2	31	0.18
	四郎兵衛橋	2.1	240	6	684	1.32
野通川	三段地野橋	11	124	8	90	0.13
	大田切橋	16	401	17	426	0.29

BOD負荷量について上下流2地点を比較した場合、元荒川の榎戸堰から四郎兵衛橋では約8.6倍増加し、野通川の三段地野橋から大田切橋では、約3.2倍に増加しています。同様に、SS負荷量については、元荒川の榎戸堰から四郎兵衛橋では約22.1倍、野通川の三段地野橋から大田切橋では約4.7倍に増加しています。

元荒川では経年的に下流におけるBOD濃度が高い傾向にあり、流域における負荷の流入による負荷量への影響が示唆されます。

(4) 騒音・振動

騒音は、各種公害のなかでも日常生活に関係の深い問題であり、また、その発生源も多種多様です。

① 騒音・振動の現状

本市では、平成23年度まで国道17号線鴻巣消防署鴻巣天神分署前（鴻巣市天神1-1-28：準住居地域）測定点において自動車交通騒音等の調査を行っていましたが、平成24年度より都道府県知事及び市が行う法定受託事務とされ、騒音規制法第18条に基づき、自動車騒音の常時監視を実施しました。

自動車騒音については、環境基準（環境基本法）と要請限度（騒音規制法）が定められています。

② 調査結果の概要

ア 自動車騒音

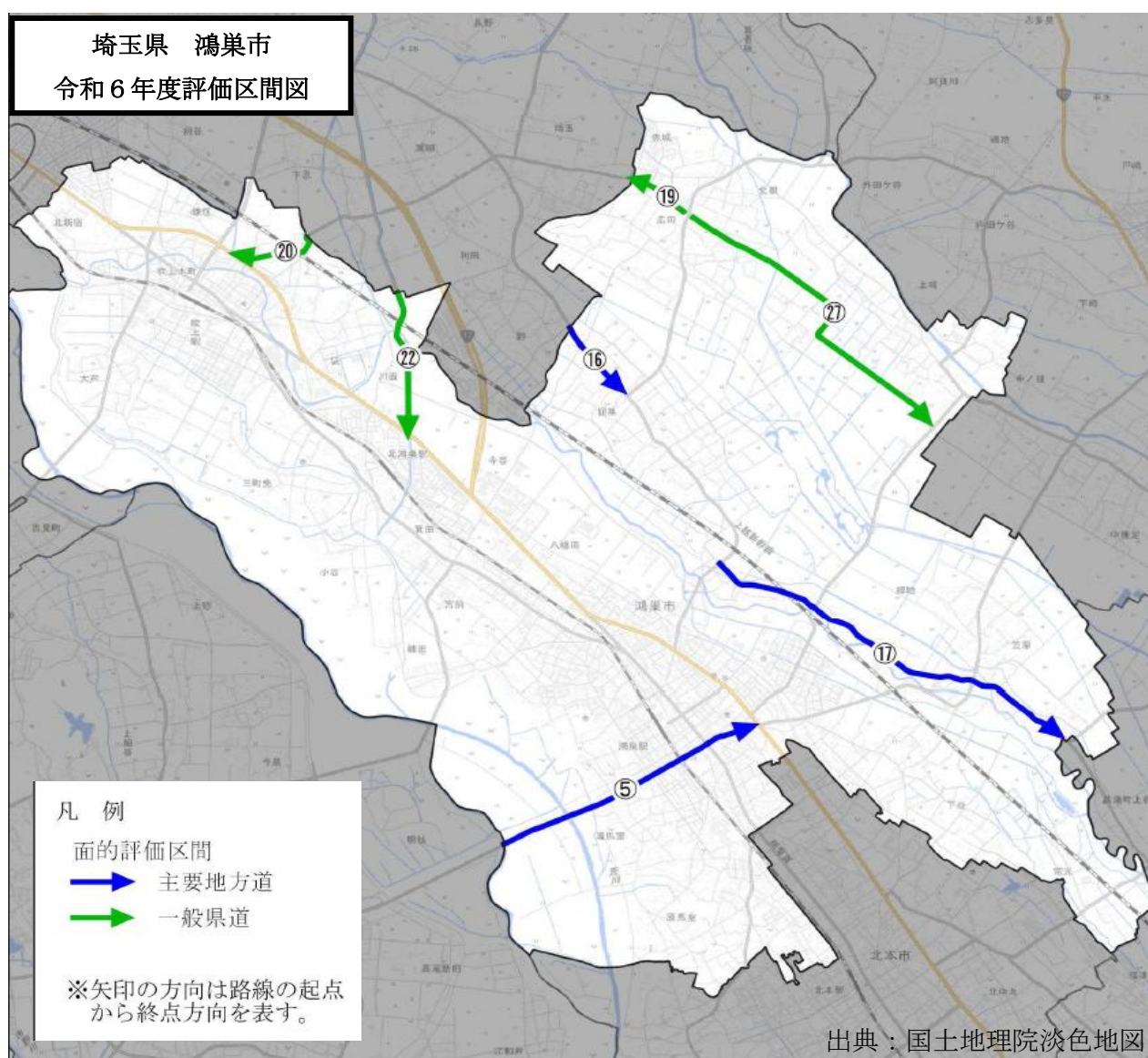
自動車騒音については、測定地点番号27の北根菖蒲線は昼間と夜間の両方で環境基準を超過していました。

その他3地点においては環境基準・要請限度ともに昼間・夜間で基準値を満たしました。なお、令和6年度の測定結果は、次の表のとおりです。

騒音測定結果

単位：dB

測定地点番号	測定地点	測定結果		環境基準の適合状況		環境基準		要請限度の適合状況		要請限度	
		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
5	東松山鴻巣線 鴻巣市滝馬室 945-1 付近	66	65	○	○	70	65	○	○	75	70
17	行田蓮田線 鴻巣市笠原 791-1 付近	65	59	○	○	70	65	○	○	75	70
22	上中森鴻巣線 鴻巣市川面 166-3 付近	65	61	○	○	70	65	○	○	75	70
27	北根菖蒲線 鴻巣市広田 3814-1 付近	71	69	×	×	70	65	○	○	75	70



※測定地点番号①⑥、①⑨、②⑦は他の区間で実測した騒音を準用する区間になります。

イ 新幹線の騒音・振動

新幹線の騒音・振動について、県では、平成6年から鴻巣市常光（大宮駅起点 18.3km）地点において上越新幹線の騒音・振動調査を行っていましたが、令和4年からは鴻巣市常光（大宮駅起点 17.5 km）地点に調査位置が変更されました。新幹線鉄道については、昭和50年7月29日の環境庁告示第46号で環境基準が定められています。

上越新幹線鉄道騒音・振動測定結果（25m地点）（埼玉県東北・上越新幹線鉄道騒音・振動測定結果より）

年度	R2	R3	R4	R5	R6
騒音(dB)	72	71	72	77	75
振動(dB)	60	60	57	60	63

騒音については、環境基準値（70dB）と比較すると、令和6年度の結果も環境基準を超過しました。

振動については、振動指針値（70dB）と比較すると、令和6年度も振動指針値内でした。

ウ 工場・事業場の騒音・振動

工場等の騒音及び振動については、騒音規制法及び振動規制法並びに埼玉県生活環境保全条例によって規制されています。平成24年度より規制地域の指定や規制基準の設定等の事務について市町村の自治事務になりました。

また、本市は、騒音規制法と埼玉県生活環境保全条例により、工場・事業場騒音と建設作業騒音の規制地域、振動規制法による規制地域として指定されています。

本市では、騒音規制法と振動規制法に基づき、工場・事業場の騒音・振動発生施設についての届出や特定建設作業についての届出を受理しています。また、騒音・振動に対する苦情が市民から寄せられた場合に、測定機器を用いて基準に適合しているか測定を行う等の対応をしています。

（５）悪臭

悪臭は、人に不快感を与えるにのびの原因となる悪臭原因物質が大気中に放出されることで発生します。悪臭は騒音・振動と同様に感覚公害と呼ばれる、生活に密着した問題です。現在、主に悪臭防止法により規制が行われています。

なお、本市における令和6年度の悪臭苦情受理件数は9件でした。

2 環境負荷を低減・改善する取組

(1) 大気汚染への対応

本市では、県と合同で大気汚染防止法に基づく工場や事業場への立入検査や、自動車排ガス低減対策等を行っています。

工場及び事業場の立入検査結果（埼玉県中央環境管理事務所資料及び事務概要令和6年度より作成）

区分 年度	大気汚染防止法					埼玉県生活環境保全条例				公害防止組織	
	ばい煙	粉じん	特定 粉じん 作業	VOC	水銀	指定 ばい煙	指定 粉じん	炭化 水素	有害 大気	法律	条例
R2	0	0	－	1	－	0	0	0	－	0	0
R3	0	0	－	0	－	0	0	0	－	0	0
R4	5	0	15	10	0	2	0	0	2	0	2
R5	3	0	7	0	0	3	0	0	0	0	0
R6	2	0	7	6	0	1	0	34	4	0	1

注 令和4年度より参照元が変更になりました

(2) 水質汚濁への対応

①公共下水道の整備

本市の公共下水道は、汚水と雨水を分けて処理する分流式を採用しています。汚水は、し尿と生活雑排水を下水処理場へ運び、適切に処理した後に放流し、雨水は集めた水を直接河川等へ放流します。専用管路により汚水と雨水を分離することで、雨天時の汚水流出を防ぎ、水質汚濁の防止と自然環境の保全に寄与しています。本市では、昭和48年から公共下水道事業に着手し事業を推進しています。

公共下水道汚水整備の進捗状況

(各年度末現在)

年度	人口 (人)	処理区域 面積(ha)	処理区域内 人口(人)	普及率 (%)	水洗化人口 (人)	水洗化率 (%)
R2	117,895	1,490.8	92,009	78.0	87,171	94.7
R3	117,578	1,495.6	91,957	78.2	87,249	94.9
R4	117,661	1,502.7	92,147	78.3	87,445	94.9
R5	117,579	1,504.9	92,795	78.9	87,397	94.2
R6	117,473	1,524.29	93,056	79.2	87,776	94.3

普及率＝(処理区域内人口) / (人口)

水洗化人口＝下水道に接続して汚水処理をしている人口

水洗化率＝(水洗化人口) / (処理区域内人口)

下水道整備状況

(各年度末現在・単位：％)

年度	R2	R3	R4	R5	R6
鴻巣市	78.0	78.2	78.3	78.9	79.2
埼玉県	82.4	82.9	83.2	83.6	84.0
全 国	80.1	80.6	81.0	81.4	81.8

処理人口普及率＝(処理人口) / (行政人口)

(埼玉県・公共下水道整備状況一覧表、国土交通省・都道府県・政令都市別下水道処理人口普及率より)

本市の公共下水道整備状況を見ると緩やかに増加している状況です。

公共下水道では、下水管の布設工事が完了した区域内においては、各施設が速やかに下水道に接続することが必要です。本市では、公共下水道整備完了区域での汚水管の接続率を高めるため、広報紙や市ホームページで啓発を行っています。

令和6年度の下水道普及率は、全国平均が81.8％、埼玉県が84.0％となっています。

②農業集落排水事業

市内4地区において、農業集落排水への接続が促進され、水洗化が進んでいます。

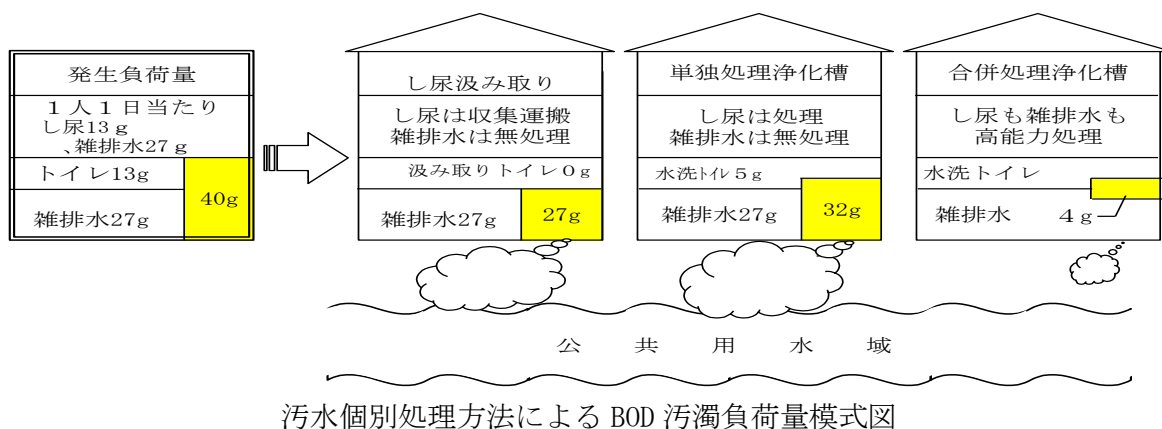
農業集落排水事業の状況

(令和6年度末現在)

名 称	供用開始 年度	処理区域 面積(ha)	処理区域内 人口(人)	水洗化人口 (人)	水洗化率 (%)
笠原地区	H2	71.0	812	780	96.1
笠原第2地区	H7	60.0	753	727	96.5
郷地安養寺地区	H14	37.0	674	647	96.0
上会下地区	H15	8.3	242	196	81.0
合計		176.3	2,481	2,350	94.7

③合併処理浄化槽の設置

公共用水域の水質悪化の原因としては、下図のようなことが考えられます。個別処理にあたっては、より良い水質を確保するため、平成 13 年度より合併処理浄化槽の設置が義務付けられました。



【合併処理浄化槽設置補助金事業】

下水道事業計画区域外においては、既設の単独処理浄化槽又はくみ取便槽から合併処理浄化槽へ転換をする市民に補助金を交付し、河川の水質浄化を推進しています。

合併浄化槽設置補助金交付実績

	R2	R3	R4	R5	R6	平均工事費	補助額
5人槽	21件	19件	14件	9件	4件	1,287千円	4,368千円
7人槽	14件	17件	16件	10件	8件	1,243千円	5,840千円
10人槽	0件	0件	0件	0件	0件	—	—
合計	35件	36件	30件	19件			

注 平均工事費は令和5年度実績に基づく。(工事費総額)/(補助件数)(千円未満四捨五入)

④工場・事業場に対する排水の規制・指導

公共用水域の水質保全を図るため、水質汚濁防止法により、特定事業場から公共用水域に排出される水については、全国一律の排水基準が設定されております。県は、必要に応じて報告を求めるなど、立入調査を実施しています。

立入調査の結果は、次のとおりです。

工場及び事業場の立入調査結果（埼玉県中央環境管理事務所事業概要令和6年度より作成）

区分 年度	立入検査 件数	採水検査 件数	不適合 件数	超過率 (%)	行政措置		
					停止命令	改善命令	改善指導
R2	9	10	0	0	0	0	0
R3	4	4	1	25.0	0	0	1
R4	13	10	1	10.0	0	0	1
R5	20	14	0	0	0	0	0
R6	38	11	1	0.9	0	0	1

注 超過率＝基準超過件数／採水件数

（３）ダイオキシン類の発生抑制対策

埼玉県中央環境管理事務所では、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、焼却施設を設置している工場や事業場の立入検査を行い、施設の適正な維持管理を始め、ダイオキシン類の発生の抑制の指導をしています。

立入件数は、次のとおりです。

ダイオキシン類規制関係立入件数

（埼玉県中央環境管理事務所資料より作成）

区分 年度	大気関係		水質関係	
	事業所数	施設数	事業所数	施設数
R2	0	0	0	0
R3	0	0	0	0
R4	1	1	0	0
R5	0	0	0	0
R6	1	1	0	0

（４）土地埋立てに関する指導

土地埋立てに関しては、市民の良好な生活環境を保全するため、事業主は市の関係担当課と埋立て等の計画を事前に協議し、要綱の規定に基づいて、搬入される土砂に違法なものが含まれていないか、また、法令に違反する行為がないように指導しています。

年度別土地埋立て実績

年度	面積別協議件数			合計
	1,000㎡未満	1,000㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 3,000㎡未満	
R2	0	2	1	3
R3	0	3	2	5
R4	2	0	1	3
R5	2	1	5	8
R6	7	2	3	12

（５）あき地雑草に関する指導

あき地雑草に関しては、ごみの不法投棄の防止や火災等を未然に防ぐため、所有者に対し、雑草処理などの維持管理について、指導等を行っています。令和２年度から令和６年度までの問合せ等については、下記のとおりです。

令和６年度に寄せられた苦情等により、土地の所有者及び管理者にあき地雑草の措置依頼を行った件数は１００件でした。また、市へ雑草刈取措置を依頼した所有者等は８件となっています。

年度別あき地雑草措置事業実績

年度	措置依頼件数	委託件数	委託面積(㎡)
R2	109	18	4,492.99
R3	95	18	4,302.00
R4	75	13	3,150.93
R5	67	11	2,560.80
R6	100	8	1,705.52

第5節 協働社会

今日、少子高齢化社会が進行し、国から地方分権への流れなどにより市民のニーズは、年々、多様化及び複雑化しています。今までの行政主導のやり方ではこのようなニーズに対応することが困難になっているのが現状です。今後、直面する地域問題に迅速に対応するためにも、「自分たちのまちは自分たちで作っていく」という意識のもと、多様な担い手が協働しながらまちづくりを進めていく必要があります。環境問題においても同じように私たち自身の将来に深く関係する問題であると認識した上で、全市民が協働しながら解決に向けて行動しなければなりません。

こうした観点から、環境について関心を持ち、身近な環境活動に参加することで環境に対する理解や交流を深めていく必要があると考えますので、市民が積極的に参加できる環境づくりを進めていきます。



【環境基本計画で定める協働社会関連指標】

項目	基準	R6 実績値	目標値
環境イベント参加者数	172 人 (H28)	180 人	587 人 (R9)
エコチェンジポイント数	(H29 より実施)	28, 813 ポイント	16, 842 ポイント (R9)

1 市民の参加を促す取組

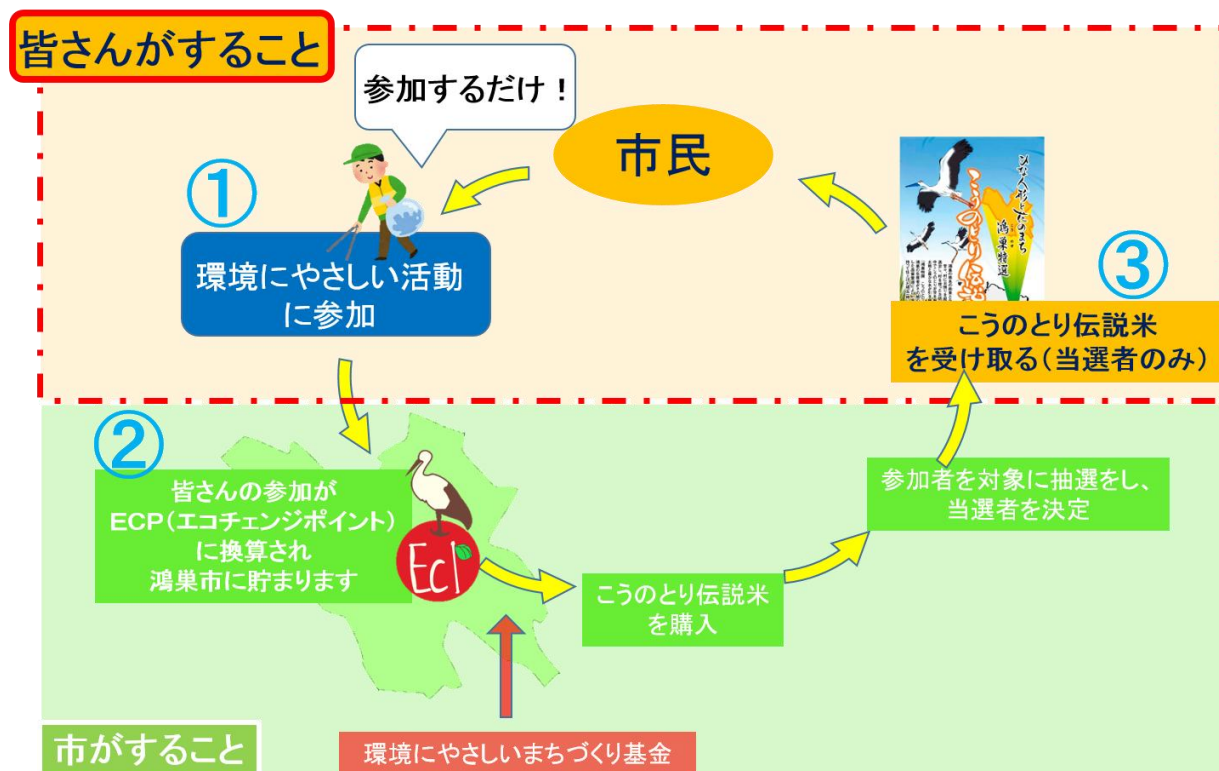


◀市 HP

(1) エコチェンジポイント

市民による環境にやさしい活動への参加意欲の向上と環境保全活動の持続的な推進を図るため、市が指定する環境保全活動への市民（市内在住、在勤、在学の方）の参加状況等に応じて、市にエコチェンジポイントが貯まり、このポイント数に応じて参加者の中から抽選で記念品（こうのとり伝説米）を配布しています。

なお、約 200 P ごとに記念品を配布することになっており（1 P = 5 円換算）、参加する人が増えるほどポイントが貯まり、記念品の当選者が増える仕組みとなっています。



エコチェンジポイントの取組イメージ

【実施状況】

対象事業数：11事業

年間獲得ポイント：28,813ポイント

年間抽選対象者数：329名（上半期：174名、下半期：155名）

記念品配布数：115個（上半期：69個、下半期：46個）

（２）エコチェックサマー・ウインターの実施

エコチェックサマー・ウインターでは、エアコン等の使用により、電気の需要が増える夏季（７～９月）及び冬季（１２～２月）の電気使用量を前年同月比で比較し、市へ報告をするものです。電気使用量が「見える化」されることで、日々のエネルギー使用のムダやムラの発見のほか、省エネ設備に交換した場合の効果の実感など、多くのメリットがあります。令和６年度は、参加者数１３４名の内、６７名の方が電力の削減に成功し、合わせて、９,２８２ kWh の電力量が削減されました。

（３）環境衛生連合会との連携

環境衛生や廃棄物の減量化に対する市民の関心を高め、環境にやさしいまちづくりを協働で行っていただける方々を環境衛生委員として委嘱しています。

環境衛生委員によって組織されている「鴻巣市環境衛生連合会」では、次の事業を実施しています。

①ごみゼロ運動月間の実施

鴻巣市自治会連合会と鴻巣市環境衛生連合会が主体となり、市内全域で清掃活動を行っています。令和３年度よりごみゼロ運動月間と称し、約１ヶ月間に渡り春と秋の２度、お住まいの地域の清掃活動を実施しました。令和６年５月２５日から約１ヶ月実施した「春のごみゼロ運動月間」では、７,４４５人の方に参加いただきました。令和６年１０月２７日から約１ヶ月実施した「秋のごみゼロ運動月間」は、８,１１３人の方に参加いただきました。

②市民への啓発活動

令和６年１０月に開催されたコスモスフェスティバルでは、路上喫煙防止及びごみのばい捨て禁止について、ティッシュ配布による啓発を行いました。

また、１１月に開催された産業祭では、生ごみの水切りによるごみ減量化の啓発のため、来場者の方に水切りごみ袋を配布しました。



イベントでの啓発活動（左）と産業祭での啓発物（右）

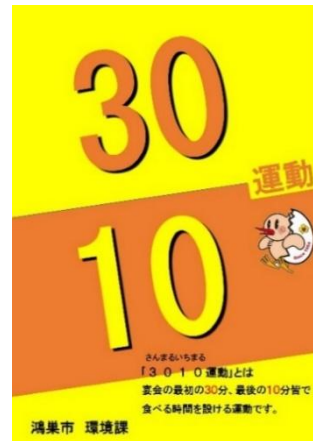
さんまるいちまる
(4) 3010運動の展開



◀市 HP

「3010 運動」とは、宴会等で乾杯後 30 分間は席を立たずに料理を楽しみ、お開き 10 分前に自席に戻り料理を食べ切る運動です。日本では、まだ食べられるのに捨てられている食べ物(いわゆる食品ロス)が毎年大量に発生しているため、食品ロスを削減することで、廃棄物の削減だけでなく、温室効果ガスの削減等、環境負荷の低減にもつながることから啓発活動を行ったものです。

これまで、市のイベント等でポスターを掲示して周知を図りました。



PR ポップ (左) とポスター (右) を飲食店に設置

2 取組を継続させる仕組みづくり

(1) 環境にやさしいまちづくり基金

リサイクル等を通じて、廃棄物の減量化及び資源化の一層の促進を図り、かつ、市民の関心を高めるとともに、市民ボランティア等を支援し、もって自然と共生する環境の保全に必要な社会経済システムを構築するため、「環境にやさしいまちづくり基金」が設置されています。

【基金充当事業】

- ・ 飼犬登録事業 (犬のふん害防止の啓発用看板)
- ・ 生物多様性事業 (河川水質調査用品)
- ・ エコチェンジポイント鴻巣事業 (対象環境活動の参加者への記念品)
- ・ 地球温暖化対策先導事業 (ゼロカーボンの啓発品)
- ・ ごみ減量推進事業 (小学校 4 年生へのリサイクルノート配付)
- ・ 生ごみ処理機器購入費補助事業 (生ごみ処理機器購入費補助金)

（２）コウノトリの里づくり基金

コウノトリの飼育及び野生復帰を可能にするための環境づくりを推進するため「コウノトリの里づくり基金」が設置されています。

基金は、設置目的を達成するために必要と認められる事業の財源にのみ充当することができます。令和６年度は、学校や保育所給食のほか、３歳児健康診査、結婚祝い等の記念品としてこうのとり伝説米を提供した取組等に充当しました。



環境にやさしいまちづくり基金を活用した
エコチェンジポイント鴻巣事業（左）



コウノトリの里づくり基金を活用した
湿地環境整備（右）

第3章 環境基本計画における指標の進捗状況一覧

1 指標の進捗状況一覧

基本目標	成果指標	基準年度値	R6 実績値	目標値	対目標値
1 自然共生社会	生物多様性が保たれていると思う市民の割合	73.7% (H27)	79.1%	83.20% (R8)	↓
	自然環境イベント実施回数	4回 (H28)	2回	6回 (R9)	↓
	自然環境イベント参加人数	117人 (H28)	46人	195人 (R9)	↓
2 脱炭素社会	市域からのCO2排出量 (エネルギー起源のCO2)	627.0千t-CO2 (H25)	488.3千t-CO2 (R3)	404.5千t-CO2 (R8)	↓
	脱炭素社会を意識して生活している市民平均実践項目数	4.58個 (H27)	3.85個	4.58個 (R8)	↓
	エコチェックサマー・ウインターへの参加者数	(H29より実施)	134人	318人 (R9)	↓
	市の事務事業からのCO2排出削減 (エネルギー消費量(原油換算)の削減)	4,846kL (H28)	4,032kL	—	—
	コミュニティバスの年間利用者数	522,753人 (H27)	480,962人	500,000人 (R8)	↓
3 循環型社会	一人1日あたりのごみ総排出量	823g (H26)	765g	780g (R9)	↑
	資源化率Ⅰ	20.0% (H26)	27.7%	29.1% (R9)	↓
	ごみゼロ運動月間(春・秋)・ひろえば街が好きになる運動参加者数(直近3年間平均)	22,086人 (H28)	15,558人	24,295人 (R9)	↓
	廃食油の回収量	6,776ℓ (H28)	5,061ℓ	7,454ℓ (R9)	↓
4 安全・安心社会	生活環境について、快適で安全に住めると思う市民の割合	73.4% (H27)	73.5%	81.1% (R8)	↓
	污水处理人口普及率	86.7% (H27)	90.43%	100.0% (R8)	↓
	河川の水質値(BOD、過去5年平均)	3.5mg/L (H27)	4.5mg/L	3.5mg/L (R8)	↑
	個人に起因する公害苦情件数	310件 (H27)	169件	158件 (R8)	↑
5 協働社会	環境イベント参加者数	172人 (H28)	180人	587人 (R9)	↓
	エコチェンジポイント数	(H29より実施)	28,813ポイント	16,842ポイント (R9)	↑

「対目標値」欄 ↑：向上、→：概ね横ばい、↓：低下

資料



1 鴻巣市ゼロカーボンシティ宣言 市 HP

本市は、令和3年10月1日に、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする「鴻巣市ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。



鴻巣市ゼロカーボンシティ宣言

～二酸化炭素排出量実質ゼロを目指して～

近年、地球温暖化が原因と考えられる猛暑や集中豪雨、大型の台風等の深刻な自然災害が多発しています。

2015年に採択されたパリ協定では、世界全体の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2℃未満に抑制すること、及び1.5℃までの抑制に向けた努力を追求することが世界共通の長期目標として掲げられ、2018年に公表されたIPCC（気候変動に関する政府間パネル）の特別報告書においては、気温上昇を1.5℃に抑えるためには、2050年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要とされています。

これらの目標の達成に向け、政府は、2020年10月に「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すこと」を宣言しました。

このような国内外の動向を踏まえ、鴻巣市においても、いま直面している地球温暖化という課題に対し、市民・事業者・行政が一体となって、脱炭素社会の実現に向けた取組を積極的に推進することが求められています。

このことから、先人から受け継いだ、この美しい緑に彩られた風景を守り育み、次の世代へと引き継いでいくため、SDGsの理念のもと、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「鴻巣市ゼロカーボンシティ」の実現を目指すことを、ここに宣言します。

令和3年10月1日

鴻巣市長 原口和久

2 環境大臣メッセージ

本市のゼロカーボンシティの表明に対して、環境大臣よりメッセージをいただいております。



埼玉県鴻巣市長 原口 和久 殿

貴市におかれましては、この度、地方公共団体として 2050 年の温室効果ガスの排出量実質ゼロ（ゼロカーボンシティ）を目指すことを表明されました。

今回の貴市の表明をもちまして、ゼロカーボンシティは国内で 466 地方公共団体となりました。我が国としての 2050 年カーボンニュートラルの実現に向け、大変心強く感じております。

近年、国内各地で大規模な災害が多発しているところですが、地球温暖化の進行に伴い、今後、気象災害の更なる頻発化・激甚化などが予測されております。こうした私たちの生存基盤を揺るがす「気候危機」とも言われている気候変動問題に対処するため、2050 年カーボンニュートラルの実現を目指す必要があります。

現在、政府としては、2050 年カーボンニュートラルや 2030 年度 46 パーセント排出削減目標の達成に向け、再生可能エネルギーの最大限の導入などを掲げ、我が国の成長戦略の柱の一つとしているところです。

環境省としても、脱炭素社会、循環経済、分散型社会への 3 つの移行を推進し、今までの延長線上ではない、社会全体の行動変容を図ってまいります。

2050 年カーボンニュートラルの実現に向けては、今後 30 年間のうち、とりわけこの 5 年間、10 年間の期間が重要です。このため、地域脱炭素ロードマップに基づき、脱炭素先行地域づくりや、脱炭素の基盤となる重点対策の全国実施を進めていく必要があります。貴市及び他のゼロカーボンシティと連携しながら、地域脱炭素の更なる具体化・加速化を進めてまいります。

環境大臣

山口 壯



3 デコ活宣言 ◀市 HP

本市は、令和3年10月1日に、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする「鴻巣市ゼロカーボンシティ宣言」を表明しています。

ゼロカーボンシティの実現に向け、市民・事業者・行政が一体となって、「デコ活」を推進していきます。

埼玉県鴻巣市

宣言①：製品、サービス、取組展開を通じてデコ活を後押しします！

宣言②：生活・仕事の中で、デコ活を実践します！

鴻巣市は、令和3年10月1日に、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「鴻巣市ゼロカーボンシティ宣言」を表明しています。

ゼロカーボンシティの実現に向け、市民・事業者・行政が一体となって、「デコ活」を推進していきます。

2025年1月16日





令和 7 年度 鴻巣市の環境 (令和 6 年度実績)

令和 8 年 5 月発行

鴻巣市 環境経済部 環境課

〒365-8601

埼玉県鴻巣市中央1番1号

TEL 048-541-1321 (内線 3120)

FAX 048-577-8462

E-mail kankyo@city.kounosu.saitama.jp
